

第5回茅ヶ崎市新たな地域コミュニティの取組みに関する
制度設計に向けた意見交換会議 会議概要

- 日 時 平成27年6月26日（金） 午後3時00分から5時00分
○会 場 茅ヶ崎市役所本庁舎7階第2会議室
○出席者 青木三郎（浜須賀地区まちぢから協議会会長）
後藤金蔵（湘南地区まちぢから協議会会長）
植松伸擴（松浪地区まちぢから協議会会長）
佐藤次男（小出地区まちぢから協議会会長）
細田 勲（茅ヶ崎市自治会連絡協議会会長）
名和田是彦（法政大学法学部教授、アドバイザー） 【敬称略】
平野伸（総務部長）、山崎正美（理事兼企画部長）、大八木浩一（理事兼
財務部長）、夜光広純（理事兼保健福祉部長）
事務局：岸宏司、富田雄也、廣瀬友徳、竹井良之、大森光貴、益田貴正
（市民自治推進課）

議題及び主な意見等

- 1 開会
 - ・事務局より挨拶

- 2 議題
 - (1) 「新たな地域コミュニティの取組みに関する条例（素案）の考え方」についてのパブリックコメントの結果等について
 - ・事務局よりパブリックコメントの結果等について説明

【主な意見とそれに対する考え方等】

- ◇「まちぢから協議会が設立されると課題がどのように解決されるのか」という質問については、他市の事例をもとに回答すればよい。
- ◇「まちぢから協議会がなぜ地域の代表と言えるのか」という質問については、協議会が決定することは公権力の行使にかかわる、行政処分を下すような決定・議決は想定されていない。どの程度の地域代表性なのか考えなければいけない。協議会の表明した意志は、地域の声として市の選挙された機関が受け止めて特に尊重するという。最終的に決定を下す責任を持っているのは市長や市議である。
- ◇「まちぢから協議会がなぜ地域の代表と言えるのか」という質問については、どの程度の代表性がとなると、地方自治法では、地域の多様な意見が反映されるような構成とうたっている。そういった点では、現在のまちぢから協議会の作り方で問題ない。まちぢから協議会は地域の意見を集約して市長に届けるこ

- とだけが仕事ではなく、地域課題の解決を自ら行うという協働の側面もある。
- ◇「自治会の役員が高齢化しているのになぜ自治会を中心にやるのか」という質問については、まちぢから協議会は、自治会が活発なうちに自治会を盛り立てるような仕組みであり、自治会が中心になるほか無く、それを通じて地域の諸団体も元気になる。まちぢから協議会にいろいろな団体が集まり、自治会のことを知り、自治会に参加してくれるようになる。
 - ◇条例を承認するのは議会なので、200件近いこの意見には重みがある。議会が納得できるものを作成していただきたい。
 - ◇認定について、外部組織的なものを入れる方向で議論できないか。外部の目を入れることで、公正公平なものになるのではないか。
→地域に寄り添うような形の第三者機関を置き、客観的な目で意見を求めるといような仕組みは必要であると考えている。
 - ◇認定に関する部分について、修正後に削除されている部分についてはどうなったのか。
→手続等をどの程度入れるかは今後法務と検討したい。
 - ◇審議機関を別に設けることについて市は考えていると読み取ることができる。別に定める一定要件の中に審議会について入るのか。
→市の方で審査して認定の可否を行うことを想定しているため、審議会を設けることは、認定については考えていない。
 - ◇法制的整備は事務局がやっていたらよい。
 - ◇協議会は「地域住民が等しく参加する」、「地域の様々な課題の解決に取り組んで公益を増進する」この2つの性質を持っていなければいけない。
 - ◇審議会の存在は大体条例に入っている。市長への申請、認定、認証あたりも条例に入れた方がよいのではないか。

(2) 条例に関連した仕組みの考え方について

- ・事務局より条例に関連した仕組みについて説明

【主な意見とそれに対する考え方等】

- ◇運営費補助と基金、職員の配置について考えはどのようになっているか。
→現在各地区に10万円を出しているが、今後活動が発展することをすることを見越し、案として出している。基金の部分については地域からの事業提案における上限額として示している。
- ◇事務所についてはどう考えている。自治会は自治会長宅というのも多いと思う。条例にしっかりとうたっていた方がよいのでは。職員の配置も今まで通りいけるのか。
- ◇事務所はコミセンとうたっていたら何でもできる。条例を改正して、コミセンの部屋の一つを事務室にしてほしい。

- ◇今まで運営費について人件費というものがあつたが、それが消えてしまった。
 - 必要性は認識している。ただ、いままでボランティアとして行っていただいていたことに対し、地域としての混乱も予想されるため、検討段階とさせていただきます。
- ◇事務所として必要な人員に対する人件費についてはいかがか。
 - 人件費については、内部で積算してはいるが、地域担当職員の事務作業との兼ね合いでなかなか難しい。地域担当職員の業務を決めた後決めていくものと考えている。
- ◇仕事量が相当増えると思う。担当職員だけでできるのだろうか。地域としても事務局がいたほうがよいのではないだろうか。
- ◇地域の方が市役所のように来年度の事業について当該年度の事業をやりながら考えることはできるのだろうか。
- ◇事業をやりたいとなったときに、基金を崩して利用できるような仕組みにして欲しい。
 - 事務局から出されているのは予算提案方式。次年度に事業をする。議会はOKしている。全く問題ない。これ以上のことをやろうとすると、公権力の問題が出てくる。おそらく全国的には、当該年度でどんどん交付金を出していると思う。
 - 補正予算を組むか、当初予算で財源を基金にしておき、一地区200万という上限を決めておいて、各々の地区で決まったらそれを申請し、行政は審査して払っていく。具体の審査の中ではおおざっぱに公益的なものとし、市議会の承認が法的に可能かかどうかが疑問は残る。
 - 地域活動の進め方を役所の枠に当てはめるのではなく、地域のペースに併せる方がよい。
 - 基金の活用については予算を通さなくても行える方法はある。それは行政の内部で検討すればよい。いずれにしても地域で事業をやる上でそこにあった時期に交付できるようにしなければいけないと思う。
 - 地域が使いやすい仕組みにできるように、法的問題をクリアにして作っていただきたい。